

## 農地集約化促進事業の配分基準

### 1 配分の考え方

地域計画を策定した地域に対して農地の集約化を推進するため、集約化加速タイプ、地域集約化実現タイプの支援金を配分する。

### 2 配分基準

配分の優先順位は以下のとおりとする。

#### (1) 集約化加速タイプ、地域集約化実現タイプ

- 集約化加速タイプ、地域集約化実現タイプに同一年度内に取り組む地域
- ・集約化加速タイプ、地域集約化実現タイプに同一年度内に取り組む地域に配分する。
    - ・地域集約化実現タイプの機構の活用率(注1)が大きい地域の順に配分する。  
集約化加速タイプのみ
    - ・上記2タイプの支援金の併用を交付し、なお予算に余りがある場合、集約化加速タイプの支援金に配分する。
    - ・新たに団地化される面積(注2)が大きい地域の順に配分する。  
地域集約化実現タイプのみ
    - ・上記支援金を交付し、なお予算に余りがある場合、地域集約化実現タイプの支援金に配分する。
    - ・「中山間地域」、「一般地域/中山間地域」、「一般地域」の順に配分する。

### 3 その他

予算残額が要望額よりも少なくなった時点で、その地域を最後に、配分を終了する。

(注1) 農地集積・集約化等対策事業実施要綱別記2の第5の3の(3)による。

(注2) 同要綱別記2の第5の1の(4)の注2による。